

宮崎県公報
別 冊

平成27年3月26日に公表した平成26年度
包括外部監査結果に基づき、又は当該監査の
結果を参考として講じた措置の状況について

平成28年7月

宮崎県監査委員

1 包括外部監査の特定事件

教育委員会に係る財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

(1) 宮崎県育英資金について

○ 会計事務の効率化について（監査意見）

返還収入が一般会計と特別会計に分離して計上されているが、会計事務の簡素化及び経理の適正化のためにも、育英資金に係る収支はすべて特別会計に計上することが望ましい。

【講じた措置】

宮崎県育英資金に係る返還金収入については、平成27年度から特別会計に計上し、一本化することとした。

(2) 県立学校における公費・私費の負担区分について

○ サーバーの取得について（指摘事項）

PTAからサーバーの寄贈を受けている学校があるが、このサーバーは、PTAの事務処理にも使用されるものの、生徒の成績処理・分析等を行うことが主目的であることから、直接教育活動費として公費で取得すべきである。

【講じた措置】

当該物品は、学校運営や教育課程の実現に不可欠なものであり、設置者である県が整備すべきものである。当該校に対し、学校運営や教育課程の実現に不可欠な物品は県費で調達するよう指導を行うとともに、全県立学校に対し、経費の負担区分の判断基準について通知を行った。

○ 教職員の研修旅費について（指摘事項）

岡山県から講師を招いて職員研修を実施している学校があるが、講師の旅費を私費で負担させている。これを私費で負担するならば、保護者に対して詳細な説明を行った上で承認を得ることが大前提である。

【講じた措置】

職員研修に関する経費は公費負担が原則であるが、私費負担する場合には、PTAの総会や役員会等において内容や効果に関する説明を行った上で承認を得るよう、当該校を指導するとともに、全県立学校に対し、保護者への適切な説明のあり方について通知を行った。

○ 教員の名刺作成費用について(指摘事項)

教職員の名刺作成費用は基本的に自己負担となっているが、公費で作成すべきである。

【講じた措置】

教職員の名刺作成については、管理職及び主任等の職にある者の中渉外業務のため特に配布枚数が多い者について、公費で作成できる基準を設け、全県立学校に対し通知を行った。

○ 私費雇用職員の人事費の計上について(監査意見)

私費雇用事務職員の給与を支払月によって異なる私費会計から支出している学校があるが、それぞれの会計で計上する必要があるならば、人事費負担額総額を決算書に別途注記することが必要である。

【講じた措置】

私費雇用事務職員の給与について、当該事案と同様の取扱をする場合には、人事費負担額総額を予算書・決算書に注記するよう全県立学校に対し、通知を行った。

○ 健康診断の費用について(指摘事項)

健康診断の費用は公費で負担すべきものであるが、一部の県立学校では応援医師への報酬を私費で負担させている。授業等への影響を考え、健康診断を一定期間内に実施するには別の医師の応援が必要になることも十分に考えられる。

【講じた措置】

指摘を踏まえ、応援医師を招聘する基準を定め各県立学校に通知を行った。さらに、平成28年度より、生徒数が多い学校については、公費において健康診断を含めた職務を行う学校医を複数名に委嘱できるよう改善を図った。

○ 他会計からの繰入金について(監査意見)

PTA会費会計に対して生徒寮費会計と学校後援費会計から繰入を行っている学校がある。他の会計から繰入を行っている趣旨とその金額の算定根拠を決算報告に注記するのが望ましい。

【講じた措置】

当該校に対し、予算書・決算書に、他の会計から繰入を行っている趣旨とその金額の算定根拠を決算報告に注記するよう指導を行うとともに、全県立学校に対し、会計報告の適切なあり方について通知を行った。

○ 課外授業等に対する手当の基準について(指摘事項)

課外授業等を担当した教職員に対する手当の基準が明確になっていない学校がある。
報酬単価表を作成して毎年度保護者の承認を得ることが必要である。

【講じた措置】

PTAが主催する勤務時間外の課外授業等の報酬単価については、当該校において平成27年度から基準を作成し、保護者に提示している。

○ 私費雇用事務職員の入件費の計上区分について(監査意見)

私費雇用事務職員の給与を学校教育振興会会計（私費会計）から支出しているが、計上する費目が実力養成費となっている学校がある。実態を反映した決算書を作成し、保護者の理解を得るために、「事務職員給与」等の項目を設けて別途計上することが望ましい。

【講じた措置】

当該校に対し、必要に応じて「事務職員給与」等の項目を設けるなど、支出内容に対応した費目名で計上するよう指導を行うとともに、全県立学校に対し、会計報告の適切なあり方について通知を行った。

○ 臨時の任用職員の給与負担について(指摘事項)

臨時の任用職員として採用した職員の給与について、最初の8か月間は公費で支出しているが、残りの4か月間については私費で負担させている学校がある。臨時の任用職員は、公費で採用したのであるから、その入件費を私費で負担させるのは合理的理由に欠ける。

【講じた措置】

県費雇用職員をPTA業務に従事させること、またPTA雇用職員を県の業務に従事させることについては、制度上できないことを改めて当該校に指導した。

○ 教育研究団体等の負担金・分担金について(指摘事項)

教育研修団体等の負担金・分担金は間接教育活動費に該当し、公費負担または教職員の個人負担が原則であるが、私費負担としているものが散見される。その負担を保護者に転嫁するのであれば、十分な説明を行うことが大前提である。

【講じた措置】

教育研究団体等の活動内容が生徒に還元できることなどの理由により、その費用を私費会計から支出する場合においては、PTA総会資料の決算書などに具体的に明記するとともに、保護者等の経費負担者に十分な説明を行い、承認を得るよう全県立学校に対し、通知を行った。

○ 県立学校校長会費の設定について（指摘事項）

県立学校校長会の会費は、学校当たり・生徒当たり・事務局費の3要素で構成されるが、教育研修団体の会費は間接教育活動費であり、生徒当たりとして会費を設定すること自体が不自然である。

【講じた措置】

県立学校校長会と協議し、平成28年度の会費から生徒当たりの設定を見直すよう依頼した。

なお、県立学校校長会が会費を設定する年度当初に対応を確認することとしている。

○ 私費負担の可能性について（監査意見）

教育研究団体の会費は、PTA総会で決算報告を行い承認を得ていることから、形式的には保護者の承認を得ていることになるが、その実態が保護者に十分に伝わるような決算報告書が作成されていない。

【講じた措置】

全県立学校に対し、公費で負担すべき以外の経費について保護者に負担を求める場合には、内容を説明し理解して頂いたうえで承認を得ることや、説明の際に保護者が内容を把握しやすい決算書の作成方法等について通知を行った。

(3) 県立学校における学校徴収金の徴収手続きについて

○ 預金口座確認簿による管理について（指摘事項）

宮崎県では、各会計口座の残高を適切に管理するために、毎月、「預金口座確認簿」で月末残高を記入し、事務長、校長が確認、検印するよう決められているが、一部確認年月日の記入漏れ、検印の押印もれ等の不備が発見された。

【講じた措置】

指摘を踏まえ、宮崎県教育委員会準公金等取扱規程の運用通知に基づき、厳正な管理及び取扱いを行うよう通知を行った。

○ 年度末残高の照合手続きについて（指摘事項）

上記「預金口座確認簿」の3月末通帳残高の欄には、3月31日現在の預金残高を記載している場合もあれば、4月初めから中旬で締めて決算した帳簿残高を記載している場合もあった。

【講じた措置】

取扱いを明確にするため、宮崎県教育委員会準公金等取扱規程の運用通知を改正し、準公金の収入等が適正に処理されているかの確認について、「月1回」から「毎月末日」に実施日を改めた。

○ 不要口座の処分について（指摘事項）

平成25年度末に検定会計用の口座を開設したが、往査時点において一度も使用していない学校があった。今後も使用見込がない場合には、解約手続をとるべきと考える。

また、口座の開設及び解約は決裁手続を経た上で行うべきである。

【講じた措置】

不要口座については、当該校が決裁手続を経て解約している。

また、全県立学校に対し、口座の開設及び解約については決裁手続きを取るよう通知を行った。

○ 修学旅行費の徴収方法について（監査意見）

修学旅行費用の徴収方法は、学校によって様々である。一括徴収は、徴収に関する事務手続は簡素化できるが、保護者負担の軽減の観点からは、数か月に分割して口座振替によって徴収することが望ましいと考える。

【講じた措置】

徴収方法については、これまで保護者の意見を踏まえて決定するよう通知していたが、保護者負担の軽減という観点から、保護者の意見を参考にして決定するよう全県立学校に対し、改めて通知を行った。

○ 空調設備更新積立金の決算報告について（指摘事項）

空調設備を将来更新するための資金として徴収したもの定期預金で運用している学校がある。毎年発生する定期預金利息は再投資されて元金に付加されているが、決算書上はこれが記載されていない。

【講じた措置】

当該会計年度にあった収入については、預金利息を含め全て決算書に計上するよう当該校に指導するとともに、全県立学校に対し、適切な会計処理のあり方について通知を行った。

○ 部活動遠征旅費の取扱いについて（指摘事項）

部活動の遠征旅費については、通常、遠征人数が多く、宿泊費を立て替えるには金額が大きくなることから、一定の金額を設定して仮払金を支給し、大会終了後に支給額と実際発生額の過不足を精算することになっているが、大会終了後の精算が徹底されていない。

【講じた措置】

部活動の遠征旅費など概算払いで支払った資金については、各学校が定める関係規定に従い精算や報告などの処理を必ず実施するよう、全県立学校に対し通知を行った。